

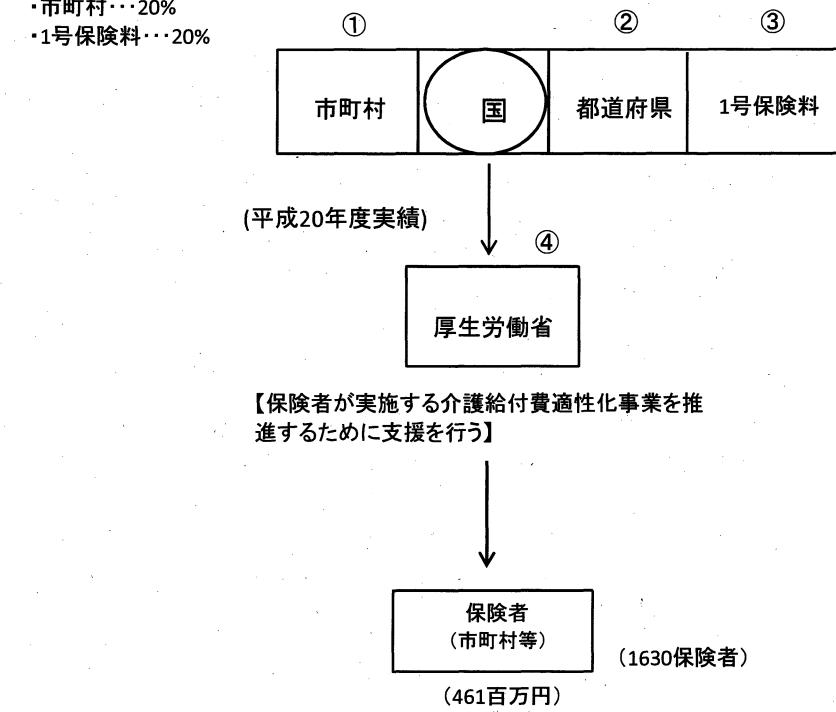
## 行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	介護給付等費用適正化事業	事業開始年度	平成20年度	作成責任者																														
担当部局庁	老健局	担当課室	介護保険計画課	介護保険計画課長 古川 夏樹																														
会計区分	一般会計	上位政策																																
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	介護保険法第122条の2、124条、126条	関係する計 画、通知等																																
事業の目的 (自指す姿を簡 潔に、3行程度 以内)	利用者に対する適切なサービスの確保や、不適切な給付の削減が図られることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とする。																																	
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<p>上記目的を達するため、国、都道府県、保険者(実施主体)が連携して主要5事業を行っている。</p> <p>①認定調査状況チェック…ケアマネ等に委託して行った認定の変更等に係る調査内容をチェックする。      ②ケアプラン点検…事業所への訪問調査等により、ケアプラン内容の点検及び指導を行う。      ③住宅改修等の点検…住宅改修費申請時に、請求者宅の実態確認、工事見積書の点検等を行う。      ④医療情報との突合等…入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認する。      ⑤介護給付費通知…利用者本人(又は家族)に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。</p>																																	
実施状況	<p>各保険者においては、各都道府県が策定した介護給付適正化計画に基づき適正化事業を実施しているところであり、主要5事業のうち1つ以上の事業を行っている保険者の実施率は以下の通りである。</p> <p>○介護給付費適正化事業 1630保険者(平成20年度実績)</p> <p>平成20年度 実施率 99.1%</p>																																	
予算の状況 (単位:百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度要求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(補正後)</td> <td>-</td> <td>528</td> <td>679</td> <td>698</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>-</td> <td>461</td> <td>679</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率</td> <td>-</td> <td>87.3%</td> <td>100%(見込)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総事業費(執行ベース)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求	予算額(補正後)	-	528	679	698		執行額	-	461	679			執行率	-	87.3%	100%(見込)			総事業費(執行ベース)	-	-	-		
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																													
予算額(補正後)	-	528	679	698																														
執行額	-	461	679																															
執行率	-	87.3%	100%(見込)																															
総事業費(執行ベース)	-	-	-																															
自己点検	<p>実施主体である各保険者(市町村)においては、国が示した「介護給付適正化計画に関する指針」や各都道府県が策定した「介護給付適正化計画」に基づき、主要5事業(①認定訪問調査の点検、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合、⑤介護給付費通知)を中心に取り組みを行い、介護給付費の適正化を図っている。</p> <p>・主要5事業の実施率(平成20年度実績)      ①認定調査状況チェック 90.4%      ②ケアプラン点検 45.1%      ③住宅改修等の点検 79.0%      ④医療情報との突合等 68.9%      ⑤介護給付費通知 57.6%</p> <p>・効果額(平成20年度実績) 1,663百万円      ※国保連合会介護給付費適正化システムによる過誤調整の額      (適正化事業のためのシステム運用経費として国保中央会に約393百万円(平成20年度)交付している。)</p>																																	
見直しの余地	<p>主要5事業の実施率については、平成22年度までに全ての事業について100%を目標としているところではあるが、保険者間で取組状況に地域差がみられたり、事業によって実施率にばらつきがみられる。</p> <p>各都道府県において策定した「介護給付適正化計画」の計画期間は概ね平成22年度までであることから、平成23年度以降については新たに目標等を定める等の見直しを検討することとしている。</p>																																	
予算テクニカル監視の所効見率																																		
補記																																		

## ※介護給付費等費用適正化事業の流れ

### ○負担割合

- ・国…40%
- ・都道府県…20%
- ・市町村…20%
- ・1号保険料…20%



資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位:百万円)

・①～④を使って適正化事業を実施。

A.(近畿A市)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
需用費	介護給付費通知書作成費用 137,393件	5			
	事業所リスト・エリアマップ作成費用 82,500部				
	地域密着型サービスに係る啓発パンフレット作成費用 5,000部				
	高齢者のためのサービスガイドブック 70,000部				
	介護保険制度周知のための冊子 60,000部				
人件費	嘱託職員(要介護認定調査、ケアプランチェック、医療情報との突合等に従事)	3			
	事務補助員(要介護認定調査、ケアプランチェック、医療情報との突合等に従事)				
旅費	適正化事業実施に係る旅費(嘱託職員及び事務補助員の事業所訪問等に係る旅費)				
役務費(通信運搬費)	介護給付費通知書送付費用 137,393件	2			
委託料	介護給付費通知書封入作業等の委託料	1			
	事業者リスト・エリアマップ制作委託料				
	高齢者のためのサービスガイドブック制作委託料				
計		11	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

資金・使途  
(「資金の流れ」においてフローワークごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

(別 紙)

## 支出先上位10者 一覧表

保険者(各市町村等) 上位10者

	支出先	金額(単位:千円)
1	A市(近畿)	11,379
2	B市(近畿)	11,326
3	C市(中国)	10,442
4	D市(関東)	7,837
5	E市(東海)	4,887
6	F市(近畿)	4,674
7	G区(東京)	4,370
8	H市(九州)	4,260
9	I市(近畿)	3,900
10	J市(九州)	3,779